

道路にはみ出した草木等の 適正な管理について



土地所有者の方々へ

道路に隣接する私有地から、道路上に草木等がはみ出していることがあります。

歩道上にはみ出した草木等は、通行の妨げになり、歩行者が車道を歩かなければならないため**大変危険**です。また、車道上にはみ出した樹木等は、道幅を狭く感じさせ、通行の妨げになるとともに、折れ木・倒木などにより、自動車等を巻き込む**事故**につながる恐れがあります。



※ 私有地から道路上にはみ出した草木等が原因で事故等が発生した場合、所有者の方が責任を問われる可能性があります。

ご自分の所有する土地の適正な管理(木・竹の伐採、剪定及び除草等)をお願いします。